

山口県報

平成19年
1月12日
(金曜日)

目次

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課).....一
	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課).....三
	貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第二号に規定する療養病床その他の知事が定める病床を有する病棟又は診療所に関する告示の一部改正(厚政課).....四
	土地改良事業施行の認可(農村整備課).....五
	保安林の指定(萩市)(森林整備課).....五
	公有水面の埋立ての免許(港湾課).....五
公告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....九
	歯科技工士試験の実施(健康増進課).....九
	大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....〇
	貸金業者の登録の取消し(経営金融課).....一
	土地改良区役員の届出(農村整備課).....一
	宇部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....一
	宇部都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....一
	防府都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....一
	開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....二
選管告示	政治団体の名称等.....二
	政治団体の異動事項.....二
	解散等に係る政治団体の名称等.....三
	資金管理団体の名称等.....三
	政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....三

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定.....三

山口県告示第八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年一月十二日から同年二月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ($m^3/日$)	工事着手 年 月 日 定	工事完成 年 月 日 定	使用開始 年 月 日 定	使用時間 間隔 時 分 秒 連 続 日 時 分 秒 の 使用 間 隔 時 分 秒 の 概 要
六三の三	七九〇	平成一九 三、一	平成二〇、 一	平成二〇、 四、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「六三の三」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設をいう。

排水口	排出水の汚染状態の値	
	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	通常
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	通常
浮遊物質 (mg/l)	通常最大	通常
鉍油類 (mg/l)	通常最大	通常
窒素	通常最大	通常
リン	通常最大	通常
排水の一日当たりの量 (m ³)	通常最大	通常

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

総合排水処理施設	排水処理施設		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	処理後	処理前			通常最大	通常
処理後	八	七	八	水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	通常
処理前	"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	通常
処理後	"	九	一〇	浮遊物質 (mg/l)	通常最大	通常
処理前	"	一四〇	五七八	鉍油類 (mg/l)	通常最大	通常
処理後	"	九	二八〇	窒素	通常最大	通常
処理前	"	"	"	リン	通常最大	通常
処理後	"	一・三	七	排水の一日当たりの量 (m ³)	通常最大	通常
処理前	"	二・二	四一		通常	最大
処理後	"	"	〇・七		通常	最大
処理前	"	〇・二	一		通常	最大
処理後	"	二・二	八〇七		通常	最大
処理前	"	二・三	八七二		通常	最大

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

総合排水処理施設	排水処理施設	種 類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 の間隔	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
堰 田 い	コンクリート製	構 造	能	八七二	凝集沈殿	連続	なし	平成一九一	平成一九一	平成二〇一

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	通常最大	通常
六三の三	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
六	浮遊物質 (mg/l)	窒素
七・五	鉍油類 (mg/l)	リン
五	排水の一日当たりの量 (m ³)	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第十号
 貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第二号に規定する療養病床その他の知事が定める病床を有する病棟又は診療所に関する告示(平成十二年山口県告示第五百七十

八号)の一部を次のように改正する。
 改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第二号に規定する療養病床その他の知事が定める病床を有する病棟又は診療所に関する告示は、平成十八年四月一日以後の期間に係る介護福祉士(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第二項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。)として介護等(同項に規

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	項目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の日当たりの量(m ³)
			通常最大	検出せず	
変更後	変更前	水素イオン濃度(水素指数)	八	九.六	二、九二四、三〇〇
"	"	化学的酸素要求量(mg/l)	三	四.三	二、六四六、一〇〇
"	"	浮遊物質(mg/l)	一〇	一三	二、六四六、一〇〇
"	"	鉍油類(mg/l)	検出せず	〇.九	二、九二四、三〇〇
"	"	窒素(mg/l)	一.三	一.二	二、六四六、一〇〇
"	"	燃 ^ん 素(mg/l)	二.二	〇.一	二、六四六、一〇〇
"	"	燃 ^ん (mg/l)	"	〇.二	二、九二四、三〇〇
"	"	通常最大	二、九二四、三〇〇	二、九二四、三〇〇	二、九二四、三〇〇
"	"	通常最大	二、六四六、一〇〇	二、六四六、一〇〇	二、六四六、一〇〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

総合排水処理施設	種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量(m ³)
			通常最大	検出せず	
処理後	変更前	水素イオン濃度(水素指数)	八	九.六	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	化学的酸素要求量(mg/l)	三	四.三	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	浮遊物質(mg/l)	五	一四.〇	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	鉍油類(mg/l)	検出せず	二八.〇	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	窒素(mg/l)	一.三	二.二	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	燃 ^ん 素(mg/l)	二.二	〇.一	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	燃 ^ん (mg/l)	"	〇.二	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	通常最大	二、六四六、一〇〇	二、六四六、一〇〇	二、六四六、一〇〇
変更後	変更前	通常最大	二、六四六、一〇〇	二、六四六、一〇〇	二、六四六、一〇〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	七 四	
	変更後	変更前
	"	八
	"	九.六
	"	三
	"	五
	"	一〇
	"	二〇
	"	一.三
	"	二.二
	"	〇.一
	"	〇.二
	二、九二四、三〇〇	二、六四六、一〇〇
	二、九二四、三〇〇	二、六四六、一〇〇

定する介護等をいう。以下同じ。)の業務に従事した期間の計算について適用し、同日前の期間に係る介護福祉士として介護等の業務に従事した期間の計算については、なお従前の例による。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 「第二条第二号」を「第一条第一号」に改める。
- 一 中「第七条第二十三項」を「第八条第二十六項」に改める。
- 二を次のように改める。
- 二 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一第一章第二部第三節のA三一六 診療所老人医療管理料に関する同表の規定を適用するに当たって必要な届出が行われた診療所

山口県告示第十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
周東中曽根土地改良区	下中曽根地区	かんがい排水	平成一九、一、四

山口県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林の所在場所
 - 萩市相島字篠竹二六の一、字火ノ舟二七の一、字奥山四二、四三、四六の二、字こふるく一〇五の一、字平曾二二八、字入海二二三八
- 二 指定の目的
 - 風害の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

- 1 第一区
 - 大島郡周防大島町大字家房字横山二四六四の一に沿接する県道大島環状線から同町大字出井字峠六二〇の一に至る土地の地先公有水面
- 2 第二区
 - 大島郡周防大島町大字出井字峠六二〇の一から同大字字滝山九五〇の四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

- 1 第一区
 - 次の1の地点から41の地点までを順次結んだ線及び1の地点と41の地点を結ぶ平成十七年秋分の満潮位(D.L. +2.99メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
- 2 第二区
 - 次の42の地点から64の地点までを順次結んだ線、64の地点と65の地点を結ぶ昭和五十七年三月十二日付け指令港湾第八五九号でしゅん功認可された埋立地と公

有水面との境界線(D.L.+三・三九メートル)及び42の地点と65の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字家房字横山の家房四等三角点(北緯三三度五二分四四・三〇八秒東経一一三度二三分三〇・二九五秒)(以下「基準点」という。)から一一九度二分〇三分五五九・四五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一六一度〇六分五六秒五・二九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二五六度〇九分一二秒六・六四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二五三度二一分五一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二五二度三七分〇九秒二〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二五一度五七分五九秒一九・八二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四九度一四分一四秒一九・二五メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二四五度一二分二秒四・一六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二四二度〇九分五六秒一四・六九メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二三六度四四分四秒一五・九一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二三七度一七分四七秒二・九五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二二九度五四分〇五秒一九・二四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二三五度〇一分四六秒一六・八九メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二二六度五七分一五秒三・一一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二二八度五三分五四秒二〇・三三メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二二一度三三分四五秒一八・四一メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二三六度四三分四七秒二・三九メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二三六度五五分二八秒六・一二メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二四三度〇八分四三秒一四・七八メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二四八度〇七分四二秒二〇・四一メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二四九度五四分〇六秒六・六八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二四九度二〇分四〇秒一三・三五メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二四九度四二分〇九秒二〇・〇〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二四九度三三分三二秒二一・一〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二四九度〇〇分五九秒一八・八一メートルの地点
- 26の地点 25の地点から二四八度〇三分五〇秒一九・九〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から二四七度〇八分一五秒一九・九〇メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二四六度〇九分一三秒一九・九〇メートルの地点
- 29の地点 28の地点から二四五度一三分三八秒一九・九〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から二四四度一四分三七秒一九・九〇メートルの地点

- 31の地点 30の地点から二四三度一九分〇三秒一九・九〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二四二度二〇分〇秒一九・九〇メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二四一度四三分一二秒三・三六メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二四二度二七分〇五秒八・〇四メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二四一度〇六分五二秒八・六四メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二四四度一〇分〇秒二〇・五五メートルの地点
- 37の地点 36の地点から二五〇度一分三三秒一四・三九メートルの地点
- 38の地点 37の地点から二五五度三八分〇四秒六・七一メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二六一度一三分一〇秒九・九一メートルの地点
- 40の地点 39の地点から二三三度一分二五秒三・七九メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三二〇度四八分一〇秒二・六四メートルの地点
- 42の地点 41の地点から一七九度四二分一九秒四九・六一メートルの地点
- 43の地点 42の地点から一六七度〇九分四九秒五・三一メートルの地点
- 44の地点 43の地点から二六一度一三分〇九秒五・六二メートルの地点
- 45の地点 44の地点から二六五度三〇分四二秒一六・一一メートルの地点
- 46の地点 45の地点から二六五度四一分五一秒四・〇七メートルの地点
- 47の地点 46の地点から二六四度〇六分一七秒一九・五六メートルの地点
- 48の地点 47の地点から二五八度〇一分三五秒一七・二二メートルの地点
- 49の地点 48の地点から二四九度〇三分五五秒二〇・七四メートルの地点
- 50の地点 49の地点から二四三度一五分二四秒二〇・一〇メートルの地点
- 51の地点 50の地点から二四二度三七分二七秒一九・八七メートルの地点
- 52の地点 51の地点から二四八度一六分〇八秒二三・七一メートルの地点
- 53の地点 52の地点から二五八度二二分四八秒一八・二二メートルの地点
- 54の地点 53の地点から二六四度五一分三三秒二〇・四五メートルの地点
- 55の地点 54の地点から二六六度一八分三四秒四・九四メートルの地点
- 56の地点 55の地点から二六六度〇七分二一秒一五・二三メートルの地点
- 57の地点 56の地点から二六九度三四分〇七秒二〇・六五メートルの地点
- 58の地点 57の地点から二七四度一六分〇二秒六・〇四メートルの地点
- 59の地点 58の地点から二七九度〇五分二一秒一五・〇一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から二八七度二〇分三三秒二一・〇六メートルの地点
- 61の地点 60の地点から二九六度三七分二一秒二一・〇七メートルの地点
- 62の地点 61の地点から三〇三度四三分四〇秒六・三〇メートルの地点
- 63の地点 62の地点から三〇八度一三分〇〇秒一四・六五メートルの地点
- 64の地点 63の地点から三一一度三分四八秒一三・五一メートルの地点

(三) 面積
65の地点 64の地点から八一度二三分二四秒一四・四三メートルの地点

1 第一区

五、四七二・六三平方メートル

2 第二区

三、〇五一・五五平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字家房字横山六〇四の二、二四六二の一、二四六四の一及び二四六七の一、同町大字出井字横山六一七の一、六一七の三、六一七の四、六一八の一、六一八の四、六一九の一及び六一九の二、同大字字峠六二〇の一、六二〇の二、六三六の一及び九五五の二、同大字字滝山六三七の一、六五二の一、六五二の五、六五三の一及び九五〇の四、同町大字家房字横山二四六四の一に沿接する水路、同字六〇四の二に沿接する水路、同町大字出井字横山六一九の一に沿接する道路、同大字字峠九五五の二に沿接する道路、同大字字滝山九五〇の四に沿接する道路並びに同町大字家房字横山二四六二の一から同町大字出井字滝山六五二の五までに沿接する県道大島環状線地内並びに同町大字家房字横山二四六二の一に沿接する県道大島環状線から同町大字出井字滝山九五〇の四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び①の地点と㉘の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一一九度二六分三九秒五八四・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二五一度三八分四五秒一〇二・五五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二三三度四八分二一秒一九・一五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二四七度五八分一八秒一七六・一一メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二四四度一三分二四秒一三六・三〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二六一度四九分四五秒八四・五三メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二四五度五六分三三秒八四・三七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六二度一四分四六秒四六・五七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二六八度五七分五九秒四四・七四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二八三度五六分二四秒三九・六五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二九六度三七分二一秒二四・三九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三〇九度〇二分一六秒六八・〇四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から七四度三四分二一秒三八・〇一メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から二七度二二分〇三秒六二・三七メートルの地点

⑮の地点

⑮の地点から一〇三度〇六分四四秒三六・〇八メートルの地点

⑯の地点

⑯の地点から八六度〇三分四六秒三四・八二メートルの地点

⑰の地点

⑰の地点から八〇度五八分五四秒三一・五六メートルの地点

⑱の地点

⑱の地点から八〇度五八分五四秒三一・五六メートルの地点

⑲の地点

⑲の地点から七二度〇四分〇四秒九・一八メートルの地点

⑳の地点

⑳の地点から八二度一〇分五五秒一二・五五メートルの地点

㉑の地点

㉑の地点から九二度〇八分四五秒五六・五七メートルの地点

㉒の地点

㉒の地点から九五度二二分五四秒一九九・五五メートルの地点

㉓の地点

㉓の地点から六五度四八分一四秒四九・八六メートルの地点

㉔の地点

㉔の地点から七八度三九分二六秒三一・三四メートルの地点

㉕の地点

㉕の地点から四七度〇九分二四秒六六・一四メートルの地点

㉖の地点

㉖の地点から五九度四四分三二秒二五・七五メートルの地点

㉗の地点

㉗の地点から五九度四四分三二秒二五・七五メートルの地点

㉘の地点

㉘の地点から六八度〇九分一八秒一五五・二〇メートルの地点

(二) 面積

二九、二九二・七〇平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地

免許を受けた者

山口県知事 二井 関成

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

平成十八年十二月二十日

五 免許の年月日

平成十八年十二月二十日

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字戸田字今朝日五五三の三から同大字字赤石五九〇の二に

沿接する町道脇田浜線までに沿接する県道大島環状線地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から41の地点までを順次結んだ線及び1の地点と41の地点を結ぶ平成十七年秋分の満潮位(D.L. + 二・九九メートル)における公有水面と陸地と

の境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字戸田字ケサヒの戸田四等三角点(北緯三三度五二分五三・八二五秒東経一一三度二二分三八・二八〇秒)(以下「基準点」という。)(から二二六度二九分〇九秒七四九・四三メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二九六度二四二分九秒三・七六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三四九度四二分〇〇秒二〇・〇六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三四五度〇九分三七秒二〇・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三四五度〇九分三七秒四〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三四五度一分一九秒二〇・〇八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三四五度二分五二秒七・七三メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三四五度二七分一八秒二・二二メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三四五度二七分一八秒一六・二六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三四五度二六分三〇秒二・七三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三四四度四九分一三秒一九・八四メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三四二度〇六分一六秒一九・六〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三三七度四三分二秒一九・五二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三三三度〇八分二〇秒一九・五二メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三三八度三三分一九秒一九・五二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三三三度五八分一八秒一九・五二メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三一九度三分一七秒一九・五二メートルの地点
- 18の地点 17の地点から三二五度三分三三秒一五・九三メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三二二度五六分五二秒三・六〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から三一〇度五〇分五八秒一九・六八メートルの地点
- 21の地点 20の地点から三〇九度〇一分三六秒一六・二四メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三三三度二〇分一秒三・七〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三〇八度四六分三三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三〇八度四六分三三秒四二・一二メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三一〇度一八分四九秒一八・二二メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三一三度三四分三四秒一四・八二メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三一五度二九分〇九秒五・五六メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三一五度〇一分〇四秒二〇・四三メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三一三度一五分二七秒二〇・一六メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三一三度四五分五八秒二〇・〇一メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三一三度〇九分二三秒二〇・〇〇メートルの地点

- 32の地点 31の地点から三一一度〇九分二三秒二〇・三八メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三二〇度四二分一六秒一九・四八メートルの地点
- 34の地点 33の地点から三一七度五六分二八秒一九・五八メートルの地点
- 35の地点 34の地点から三一五度二八分五二秒〇・八六メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三一二度三七分〇一秒一八・五七メートルの地点
- 37の地点 36の地点から三〇八度五三分〇八秒六・七四メートルの地点
- 38の地点 37の地点から三〇六度三分一秒二・七六メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三〇三度一六分五二秒一九・七六メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三〇二度〇九分二三秒七・四一メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三二二度四七分三三秒一・四三メートルの地点

(二) 面積

四、六三七・四九平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字戸田字中磯一〇九四の六、同大字字今朝日五四七の四、五五〇の三、五五三の三、五五四の四、五五五の二、五五六の一及び五五六の三、同大字字赤石五八九の三、一一四六の二、一一四六の四、一一四七の一及び一一四八の一、同大字字今朝日五五〇の三に沿接する水路、同字五四七の四に沿接する道路、同字五五五の二に沿接する道路、同大字字赤石五八九の三に沿接する道路、同大字字浜一七四五の六に沿接する県道大島環状線に沿接する堤並びに同大字字中磯一〇九四の六から同大字字浜一七四五の六までに沿接する県道大島環状線地内並びに同大字字中磯一〇九四の六に沿接する県道大島環状線から同大字字浜一七四五の六に沿接する県道大島環状線に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑱の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二二一度一九分二五秒七七一・一二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二五六度三七分二秒八八・二五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四二度一六分一秒二八七・〇四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一一度三六分一〇秒二五九・三七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三一六度一〇分一五秒二一一・一三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三四四度〇六分五七秒三三・二七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から四二度〇九分五六秒五九・四九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一一四度〇五分五九秒六五・一九メートルの地点

- ⑨の地点 ⑧の地点から二三度一分三五秒三一・九五メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から一三七度五七分四秒四六・二三メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から一四〇度二分一九秒九九・四九メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から二八度四三分〇九秒一三一・〇四メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から二六度〇〇分〇五秒六八・八二メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から一三七度五三分三六秒四七・三四メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から一四五度二分五一秒五八・六〇メートルの地点
 - ⑯の地点 ⑮の地点から一五五度一分一六秒四三・五三メートルの地点
 - ⑰の地点 ⑯の地点から一六五度四五分二〇秒一六六・〇〇メートルの地点
 - ⑱の地点 ⑰の地点から一六三度一九分二秒六九・七九メートルの地点
- (三) 面積
七一、二八三・一七平方メートル

三 埋立地の用途

用途	配置	規模
防災施設用地	道路用地を除く全域に配置	約三、三〇〇平方メートル
道路用地	埋立地の北東側に配置	約一、三〇〇平方メートル

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 免許の年月日

平成十八年十二月二十日



(七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び収支予算書は、平成十九年二月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人一粒の麦

代表者の氏名 中次 俊郎

主たる事務所の所在地 柳井市中央三丁目一四番一五号

(八) 歯科技工士試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施します。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

(一) 学説試験

平成十九年三月六日(火曜日)午前十時から

(二) 実地試験

平成十九年三月七日(水曜日)午前九時から

二 試験の場所

下関市貴船町三丁目一番三七号

下関歯科技工専門学校

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条各号の一に該当する者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成十九年一月十二日(金曜日)から同年二月十五日(木曜日)まで(郵送の場合

は、二月十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五二一〇八三三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類

(三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成十九年三月三十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三一九三三―二九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年一月十二日から同年五月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課

において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル新下関店

所在地 下関市一の宮町一丁目四番七号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 代表者の氏名 永田 久男

株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 代表者の氏名 永田 久男

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 永田 久男

株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 永田 久男

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年八月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、二八五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一九九台

(二) 駐輪場の収容台数

四〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一一二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社トライアルカンパニー 午前零時 午後二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(二) 午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八届出年月日

平成十八年十二月二十六日

(一〇) 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所等の 所在地	登録 番号	登 月 日 録	登録取消 年月日
ユニット 申 成 根		下関市川中豊町一丁 目一番一八号	(1)山口県知事 第〇一四九六号	平成一八、 六、一九	平成一九、 一、四

(一一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

退任した役員

土地改良区
の名称
監事
の別
氏
名
住
所

山口市仁保土地改良区
監
事
與
國
徹
山口市仁保中郷二四〇四の一

(一二) 宇部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路三・五・二十四中山西本町線

宇部都市計画道路三・六・二十五小串神原線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三) 宇部都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画公園二・二・七十八和田街区公園

宇部都市計画公園二・二・七十九下條街区公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一四) 防府都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画地区計画防府駅てんじんぐち地区地区計画
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年一月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字西高泊字烏帽子岩前
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字西高泊五八六番地の五
野村 一枝



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	考出(届出日)
安藤たくみ後援会	安藤 巧	安藤 芳子	宇部市大字際波820の16		平成18、12、7

岩本ひろ子後援会	光井 昭憲	岩本みどり	熊毛郡平生町大字平生町448	"	"	6
田中裕後援会	中繁 幹治	田中 恭子	北441 大字大野	"	"	13
津畑由紀子後援会	津畑由紀子	津畑 昭浩	下関市小月幸町11番26号	"	"	6
万代やすお後援会	村上 昌彦	山本 武南	美祿市東厚保町川東2667の1	"	"	25
もりしげ哲也後援会	松村 康人	古屋 武彦	下松市大手町3丁目5番9号	"	"	4
山口県看護連盟救済部	山本真理子	郷田 節子	萩市大字椿2093の4	"	"	8
たしき晶彦後援会	伊藤 憲夫	成川 正之	岩国市岩国2丁目16番8号	"	"	11
わた銀一朗後援会	安村 直	上野 邦枝	下関市豊北町大字栗野5027	"	"	14

山口県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十九年一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	異動事項	異動内容		考出(届出日)
		新	旧	
公明党岩国総支部	代表者	井上 昭治	山本 栄次	平成18、12、14
	会計責任者	河合 伸治	井上 昭治	
公明党下関総支部	代表者	長 秀龍	友松 弘幸	" "
	事務所	下関市彦島江の浦町2丁目24番9号	下関市長府古城町8番5号	

いぎた博已後援会	"	下関市豊浦町大字厚母郷9780の1	下関市豊浦町大字厚母郷10890の2	"	"	22
くわはら博後援会	代 表 者	赤羽 剛	岡本 豊之	"	"	4
砂田正和後援会	事 務 所	下関市彦島江の浦町5丁目10番6号	下関市彦島江の浦町5丁目10番1号	"	"	8
畑原基成後援会	代 表 者	隅 喜彦	讃井 直	"	"	7
山下憲章後援会	"	山下 憲章	山下 昭子	"	"	18

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年一月十二日

山口県選挙管理委員会 委員長 栗田 勉 氏

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
上田正義後援会	上田 正義	上田マツ子	岩国市玖珂町249の13	平成18、11、30
武居龍志後援会	西本 明	宮本 敏幸	周東町下久原1234の6	" 12、1
橋元敦子を励ます会	橋元 敦子	橋元 靖	山手町2丁目65番18号	" " 6
山本栄次後援会	山本 栄次	田代 博則	昭和町1丁目21番13号	" " "
吉山国臣後援会	吉山 国臣	田中 敏佑	周東町下久原1710の8	" " 11

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年一月十二日

山口県選挙管理委員会 委員長 栗田 勉 氏

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
安藤 巧	宇部市議会議員	安藤たくみ後援会	宇部市大字際波820の16	安藤 巧	平成18、7

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年一月十二日

山口県選挙管理委員会 委員長 栗田 勉 氏

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (資金管理団体でなくならないう年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	
上田 正義	岩国市議会議員	上田正義後援会	岩国市玖珂町249の13	上田 正義 平成18、12、1
橋元 敦子	"	橋元敦子を励ます会	山手町2丁目65番18号	橋元 敦子 " " 7
山本 栄次	"	山本栄次後援会	昭和町1丁目21番13号	山本 栄次 " " "
吉山 国臣	"	吉山国臣後援会	周東町下久原1710の8	吉山 国臣 " " 12

山口県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる身体障害者支援施設を次のとおり指定した。

不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十六号）、不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十七号）、不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示（平成十一年山口県選挙管理委員会告示第十

二号)、不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示(平成十二年山口県選挙管理委員会告示第九十九号)、不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示(平成十五年山口県選挙管理委員会告示第六十九号)及び不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示(平成十五年山口県選挙管理委員会告示第四百十九号)は、廃止する。

平成十九年一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人慈恵会身体障害者療護施設下関幸陽園	下関市大字楠乃五九一の二	平成一八、一二、二一
小規模身体障害者療護施設フエニツクス	大字小野六四の一	"
身体障害者療護施設高嶺園	宇部市大字川上七一四の一	"
社会福祉法人親誠会山口秋穂園	山口市秋穂二島四三四の一	"
身体障害者療護施設なでしこ園	朝倉町四番五五号	"
社会福祉法人山口県コロニー協会重度身体障害者授産施設山口コロニーキャンパス	防府市大字台道五二二	"
社会福祉法人山口県コロニー協会身体障害者授産施設山口コロニー授産所	"	"
社会福祉法人山口県コロニー協会身体障害者福祉工場ワークショップ山口	"	"
身体障害者療護施設緑風園	岩国市由宇町九八〇の一	"
身体障害者療護施設湯免清風園	長門市三隅中三九三の一	"
身体障害者療護施設鼓澄苑	周南市大字久米七五二の四	"
身体障害者療護施設誘楽園	熊毛郡田布施町大字宿井四〇六	"

平成十九年一月十二日印刷
平成十九年一月十二日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)